

指定居宅介護支援重要事項説明書

やまとのケアマネ

指定居宅介護支援重要事項説明書

指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なくお尋ね下さい。

1. 指定居宅介護支援を提供する事業者

法人名	医療法人社団 焔	所在地	東京都板橋区東新町 1-26-14
代表者	理事長 安井 佑	連絡先	電話番号：03-5917-8061
設立	平成 27 年 4 月 1 日		FAX：03-5917-8062

2. 利用者へ指定居宅介護支援を実施する事業所

(1) 事業所の名称・所在地等

事業所名称	やまとのケアマネ	相談担当者	管理者 友利 恵美
介護保険指定 事業者番号	東京都指定 第 1371910132 号	連絡先	電話番号：03-5917-8061 FAX：03-5917-8062
事業所所在地	東京都板橋区東新町 1-26-14	支援実施地域	主に板橋区、練馬区、北区、 豊島区

(2) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援サービスを提供することを目的とする。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者がその人らしく安心した生活が行なえるよう、医療と連携を図り、介護サービスを調整する。 ・同法人やまと診療所の終末期医療を支えるため、医療に強い居宅介護支援事業所を目指す。 ・同法人やまと診療所と連携し、病院から在宅へ、在宅診療から通院へ、医療と介護の橋渡し役を担う。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月・火・水・木・金・土 (12月30日～1月3日を除く)	営業時間	9:00～18:00
-----	---------------------------------	------	------------

* 緊急の場合は上記営業日・営業時間外であっても対応いたします。

(4) 事業所の職員体制

職種	介護支援専門員	人員	3 名（常勤）
----	---------	----	---------

3. 居宅介護支援の内容

(1) 居宅サービス計画の作成

- ① 居宅介護支援の申し込みを受け付けます。なお、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- ② 契約後、介護支援専門員が利用者の自宅を訪問し、お困りのことやご希望を伺い、解決すべき問題を把握・分析します。
- ③ 解決すべき課題や利用者・家族の希望を考慮し、提供される居宅サービスの目標、達成時期、居宅サービスを行う上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を公正中立な立場で作成します。なお、利用開始時に当該事業所を選定した理由の説明を求めることができます。
- ④ 居宅サービス計画の原案に盛り込んだ介護サービスについて、保険給付の対象にならないもの（自己負担分）を区分して、それぞれ種類、内容、利用料を説明し、利用者の意向を伺います。
- ⑤ サービス担当者会議等を開催し、居宅サービス計画の内容について利用者やサービス事業者と共通認識を得て必要な修正を加え、計画を最終的に決定します。
- ⑥ 障害福祉サービスを利用してきた利用者が介護保険サービスを利用する場合等に、障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努めます。

(2) 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

① 経過観察・再評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者およびその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を継続的に行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行います。

ただし以下に掲げる要件を設けた上で、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し利用者とは面接をし、利用者の居宅を訪問しない月においてはテレビ電話装置等を活用しモニタリングを行うこともあります。

ア) 利用者の同意を得ること。

イ) サービス担当者会議等において時に上げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

- ・利用者の心身状況が安定していること
- ・利用者がテレビ電話装置等を利用して意思疎通できること
- ・介護支援専門員がテレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について担当者から提供を受けること。

② 要介護認定の援助

居宅サービス計画の変更や要介護認定区分の変更に当たり、利用者のご意見に基づいて、要介護認定等の申請に必要な支援をします。また、要介護認定の有効期間満了のおおむね 30 日前に、要介護認定の更新申請に必要な支援をします。

③ 介護保険施設への入所

利用者が介護保険施設等への入所を希望する場合は、利用者に介護保険施設に関する情報提供と連絡調整を行います。

(3) 医療機関との連携および主治医への連絡

入院時する必要が生じた場合は、医療機関との連携促進のため、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えくださいますようお願いいたします。また、入院時に医療機関が求める利用者の心身・生活の状況等に関する情報のうち、当事業所が必要と認めるものを、利用者・家族の同意を得た上で医療機関へ書面等で提供します。

(4) 留意事項

- ① 介護支援専門員の変更を希望される際はお申し出ください。
- ② 職員に対する贈り物やもてなしは遠慮させていただきます。
- ③ 職員の住所・電話番号などはお教えできません。急用の際はやまとのケアマネ代表番号までご連絡ください。

4. 利用料及びその他の費用

居宅介護支援利用料は介護サービスの提供開始以降、1 ヶ月につき、以下の料金表のとおりです。ただし、事業者が法律の規定に基づき、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。単位数および 1 単位単価は厚生労働省が定めたものです。

ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記料金の全額を一時的にお支払いいただきます。その場合、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日保険者の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

サービス利用料金表

要介護度区分	要介護 1～2	要介護 3～5
居宅介護支援費 I	12,380 円	16,085 円

加算		加算額	内容・回数等
介護度による区分なし	初回加算	3,420 円	新規に居宅サービス計画を作成する場合。要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合。要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算Ⅰ	2,850 円	入院に当たって病院等に3日以内に必要な情報提供をした場合(Ⅰ)
	入院時情報連携加算Ⅱ	2,280 円	入院に当たって病院等に7日以内に必要な情報提供をした場合(Ⅱ)
	退院・退所加算	5,130 円 ～ 10,260 円	入院等の期間中に病院等の職員と退院等に当たって面談を行い居宅サービス計画の作成をした場合(入院・入所期間中1回を限度とする)
	通院時情報連携加算	570 円	月1回を限度として通院時に病院等に必要な情報提供をした場合
	ターミナルケアマネジメント加算	4,560 円	末期の悪性腫瘍で在宅で死亡した利用者の場合。ただし24時間連絡が取れる体制を整え、利用者死亡日及び死亡日前14日以内に、2日以上訪問した場合
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,280 円	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合

5. 秘密保持

- (1) 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2) 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、従業者が事業所を退職した後においても同様とします。
- (3) 秘密を保持する義務は、サービス提供契約終了後も継続します。

6. 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じます。

7. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の予防及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- ① 感染対策委員会の開催
- ② 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- ③ 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練（シュミレーション）の実施
- ④ 専任担当者の配置（担当者：友利恵美）

8. 事故発生時の対応・損害賠償

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるとともに、損害賠償を速やかに行います。

9. 契約の終了

次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、当契約は終了します。

- (1) 利用者が介護認定を受けられなかったとき。
- (2) 契約期間満了日の7日前までに利用者から契約解除の申し出があり、契約期間が満了したとき。

契約の有効期間内であっても、契約者様はいつでも当契約の解除を申し入れることができます。その場合、7日以上予告期間をもって解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には直ちに契約を解除することができます。

- ① 事業者が正当な理由なく、介護保険法関係法令および当契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を怠ったとき。
 - ② 事業者が守秘義務に違反したとき。
 - ③ その他、本契約を継続しがたい重大な事情が発生したとき。
- (3) 事業者から契約解除の申し出があったとき。

利用者が法令違反またはサービス提供を阻害する行為をし、両者の信頼関係の維持および改善の見込みがなく、当契約の目的の達成が不可能となったときは、30日以上予告期間をもって当契約を解除します。

10. 記録の保管

サービス提供の記録について、契約終了の日から5年間保管するとともに、利用者または代理人の請求があれば閲覧可能とし、また希望に応じて複写物を交付します。

11. 身体拘束等の原則禁止

当事業所は利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

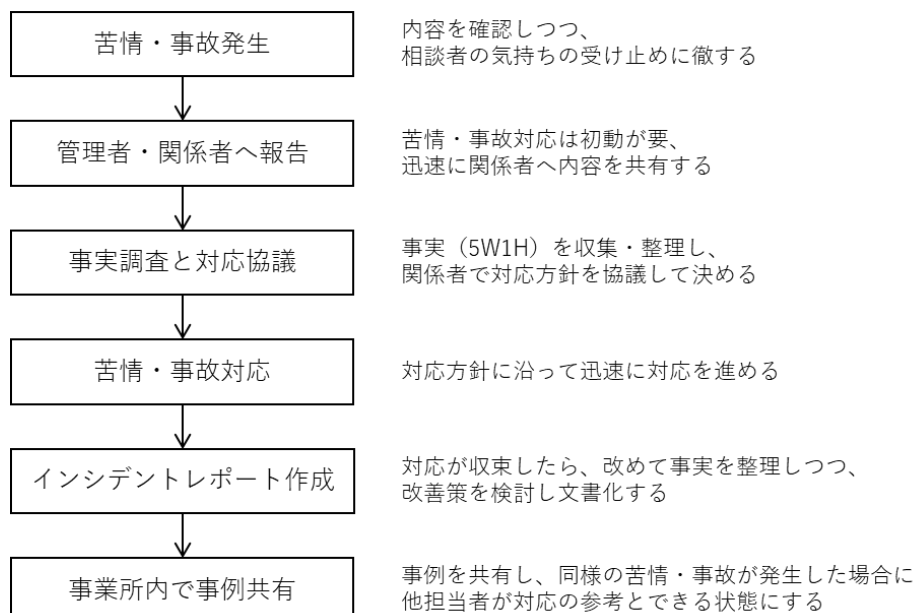
12. 虐待防止

当事業所では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努めます。

具体的には、法人内で虐待防止委員会を設置し、虐待防止等の職員研修を実施（年2回以上）、虐待および疑いが発生した時の対応方法と報告体制を「虐待防止のための指針」に位置付けています。尚、責任者は、管理者である友利 恵美が担当します。

13. サービス提供に関する相談、苦情について

サービスに関する苦情が発生した場合、以下手順で報告・対応し、問題の早期解決に努めます。



サービスに関する相談や苦情は、次の窓口で対応します。

やまとのケアマネ 相談窓口	窓口担当	友利 恵美（管理者）
	電話番号	03-5917-8061
	受付時間	平日（月～金）午前 9 時～午後 6 時
	面接	上記時間までにお越し下さい
板橋区 介護保険 苦情相談室	所 在 地	板橋区板橋 2-66-1
	電話番号	03-3579-2079
	受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時
練馬区 保健福祉サービス苦情調整委員	所 在 地	練馬区豊玉北 6-12-1
	電話番号	03-3993-1344
	受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
北区 介護保険課給付調整係	所 在 地	北区王子本町 1-15-22
	電話番号	03-3908-1286（1119）
	受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時
豊島区 介護保険課 相談グループ	所 在 地	豊島区南池袋 2-45-1
	電話番号	03-3981-1318
	受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時
東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	所 在 地	千代田区飯田橋 3-5-1
	電話番号	03-6238-0177
	受付時間	午前 9 時～午後 5 時

14. ハラスメントの防止

（１）雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用安定及び職業生活の充実に関する法律の規定に基づき、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じます。

（２）利用者及びその家族はサービス利用に当たって次の行為を禁止します。

- ①介護支援専門員その他従業員に対する身体的暴力（直接的、間接的に問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為）
- ② 介護支援専門員その他従業員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ③ 介護支援専門員その他従業員に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為等）

この重要事項説明書の説明年月日

令和	年	月	日
----	---	---	---

指定居宅介護支援の開始にあたり、
利用者または代理人に対し本書面に基づき重要事項を説明しました。

所在地	東京都板橋区東新町 1-26-14
事業所	医療法人社団 焔 やまとのケアマネ
説明者	印

私は本書面に基づく重要事項の説明を受け、
指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印